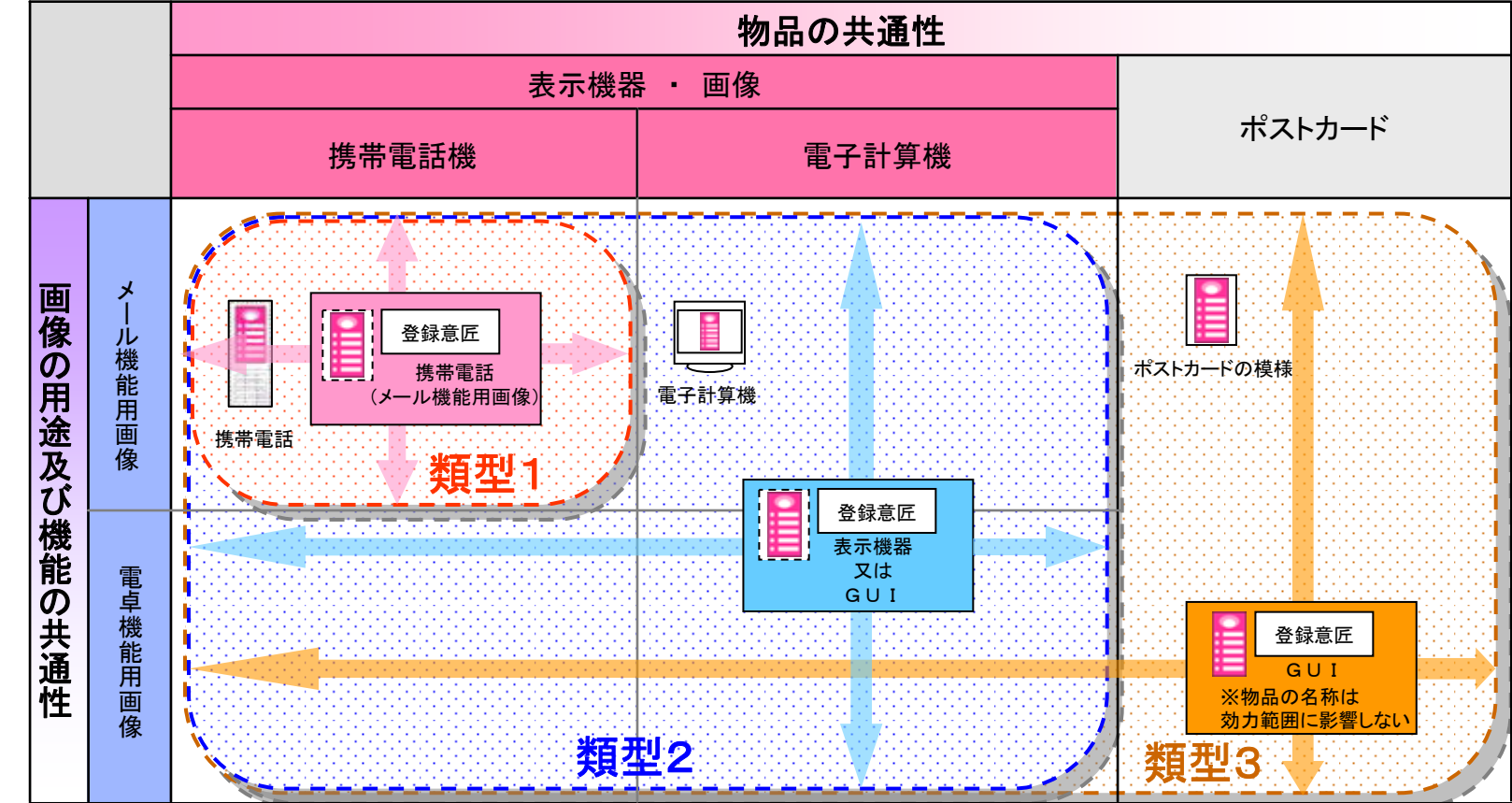


権利設定・効力範囲について

- 【類型1】(現行日本型) 「具体的な物品」の共通性と「画像の用途及び機能」の共通性により効力範囲を限定する
(画像が表示される具体的な物品単位で権利設定する方法が考えられる)
- 【類型2】(米国型) 具体的な物品を限定せず、画像の用途及び機能の共通性も問わず、画像全般に効力が及ぶ
(表示画面を有する物品の総称的な「表示機器」等を単位として権利設定する方法、
画像全般を含む概念である「アイコン」、「GUI」等を単位として権利設定する方法が考えられる)
- 【類型3】(欧州型) 具体的な物品を限定せず、画像のみならず、有体物の表面に付された模様にも効力が及ぶ
(画像か有体物かの違いを問わず、権利設定する方法が考えられる)



■ (色付き四角形) : 権利設定の単位のイメージ

■ (破線の隅丸四角形) : 効力範囲のイメージ

注: 画像(模様)自体は「同一又は類似」の場合とする
※類型1の効力範囲は携帯電話及びその類似物品に及ぶ